

公益財団法人島根県学校給食会

学校給食充実・食育支援事業助成金交付要綱

第1 目的

公益財団法人島根県学校給食会（以下「県給食会」という。）は、島根県内の学校給食の充実発展及び学校等における食育を推進するため、学校給食関係団体が実施する事業に対し、この要綱に定めるところにより経費の一部を予算の範囲内で助成するものとする。

第2 助成対象事業の区分

助成対象事業の区分は、次のとおりとする。

- (1) 県学校栄養士会が実施する学校給食研究団体活動
- (2) 学校給食関係団体が実施する食育推進等地域活動

第3 助成対象者及び助成対象事業等

助成対象事業の区分ごとに、助成対象者、事業内容、対象となる経費、助成金の額は、次表のとおりとする。

事業の区分	(1) 学校給食研究団体活動	(2) 食育推進等地域活動
助成対象者	県学校栄養士会	学校給食に関わる次の団体 ①県学校栄養士会地域ブロック ②学校給食共同調理場 ③義務教育に関する学校、特別支援学校 ④PTA団体 ⑤その他特に食育等に関する事業を実施していると認める団体
事業内容	学校給食の充実及び食育の推進に関する県内全域を対象とした次の事業 ①調査研究、研究資料の作成 ②研修会、講演会等の開催 ③学校給食を通じて県産物の利用拡大や地産地消の推進に関する活動 ④その他理事長が認める事業	学校給食の充実及び食育の推進に関する地域、学校等における次の事業 ①調査研究 ②研修会、講演会、調理講習会等の開催 ③児童生徒や保護者を対象とした地場産品を活用した料理教室 ④その他理事長が認める事業
対象となる経費	会場費・賃借料、講師諸謝金、調査研究（視察）旅費交通費、印刷製本費、材料費（食材費等）、その他理事長が認める経費 ※材料費には、県給食会の一般物資助成を含む。	
助成金の額	予算の範囲内において理事長が別途定める額	1事業3万円以内で同一団体年1回まで。県給食会の物資助成は1万5千円を限度

第4 事業の実施方法及び実施期間

- (1) 助成を受ける団体は、当該事業の資料等に「公益財団法人島根県学校給食会」が後援するものであることを明記するものとする。
- (2) 事業は当該年度内に実施し完了するものとする。

第5 申請手続と交付決定

助成金の交付申請は、様式1「学校給食充実・食育支援事業助成金交付申請書」を理事長

が別に定める日までに県給食会に提出するものとする。県給食会は、審査をしたうえで助成の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

第6 事業の変更又は中止

助成金の交付決定を受けた団体は、助成対象事業を中止または内容を変更する場合は、様式6「助成金による事業の中止（または変更）について」により県給食会へ報告を行うものとする。

第7 実績報告書の提出

助成金の交付決定を受けた団体は、事業終了後速やかに、必要書類を添えて様式3「学校給食充実・食育支援事業実績報告書」及び様式5「助成金交付請求書」を提出するものとする。

第8 助成額の確定

県給食会は、提出された実績報告書の内容の確認を行い、不備等がなければ様式4「学校給食充実・食育支援事業助成金の交付額の確定について」により通知を行うとともに、助成金の交付を行うものとする。

第9 概算払

理事長が必要があると認めた場合には、概算払をすることができる。助成金の概算払を受けようとする団体は、様式5-2「助成金（概算払）交付請求書」を提出するものとする。

第10 関係書類の保管

助成金の交付を受けた団体は、学校給食支援事業に係る関係書類を事業実施年度の翌年度から3年間保存するものとする。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 従前の学校給食支援事業実施要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2022年4月1日から施行する。